

第 6 食品監視担当

事業実績

第6 食品監視担当

1 食品監視担当の業務

平成27年4月1日に越谷市が中核市に移行し保健所を設置したため、所管区域は2ページの図のとおり、春日部、草加、加須及び幸手の4保健所管内（12市3町）となっている。

業務内容は、食品衛生法及び食品表示法に基づき、食品などによる衛生上の危害の発生を未然に防止するため、食品の製造・販売・供与施設に対する監視指導や収去検査等を実施している。

平成27年度は、平成27年度春日部保健所食品監視担当食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）に基づき、広域流通食品を製造する大規模製造施設、学校給食等大量調理施設及び生食用食肉提供施設などに対し重点監視を実施した。

また、重点課題目標として、食品衛生自主管理優良施設確認制度（通称：彩の国ハサップ）の普及・啓発に努めた。

2 年度別監視指導件数の推移 （根拠法令等：食品衛生法第28条第1項ほか）

	対象業種数*1	立入検査業種数*1	違反等処理数*2
平成27年度	23,910	2,980	75
平成26年度	30,706	5,917	136
平成25年度	30,981	7,508	138
平成24年度	30,531	6,981	193
平成23年度	28,870	7,374	139

（注）平成23年度～26年度は越谷市を含む

*1 業種数：飲食店営業・菓子製造業など、法又は条例で定められた許可を受ける営業の種類のこと。1施設で同時に2つの営業の種類（2業種）以上の許可を受けることもある。

*2 違反等処理数：監視・収去・通報による発見を含む。

3 監視指導の実施状況

監視指導計画に基づき、食品の大規模製造施設、大型量販店及び給食センター等大量調理施設などに対し、HACCP（食中毒や違反などの原因になりやすい工程を重要管理点として重点的に管理し、製品や調理品の安全を確保する方法）の概念を取り入れるなどして重点的な監視指導を実施した。

また、食中毒の発生が多かった食肉等を生で提供・販売する施設や社会福祉施設に対する監視指導を実施するとともに、監視発見や通報等による違反食品について当該品を製造する施設等に対する指導を行った。

さらに、食品衛生自主管理優良施設確認制度の普及・啓発に努め、23施設54業種を優良施設として確認した。

なお、平成27年4月1日から新たに食品表示法が施行されている。

(根拠法令等：食品衛生法第28条第1項ほか)
(平成27年度)

項目		計(件)	備考
監視 など	監視業種数	2,980	
	無許可営業発見数	0	
	違反食品など発見数	9	
収去 など	検体数	衛生研究所送付分等	検査項目数 19,285
		不適件数	(注1)
通報届出による違反食品など		64	
違反又は不良食品などの処理数		75	(注2)
不良施設の処理数		0	
衛生講習実施状況		16回	受講者数 756人

(注1) 収去などの不適件数にはスクリーニング検査の基準値超過を含む。

(注2) 「違反又は不良食品などの処理数」は、違反食品など発見数、収去などの不適件数、通報届出による違反食品などの合計である。

4 食品衛生法等違反又は不良食品などの発見・処理状況

(1) 食品衛生法等違反又は不良食品などの違反理由及び処理内容

(根拠法令等：食品衛生法第28条第1項ほか)
(平成27年度)

	発見 通報 届出 数	違反理由(注1)						処 理 数	処 理 内 容					
		法 6 条	法 10 条	法 11 条	法 18 条	表 示 法	そ の 他		行 政 処 分	その他の 処分(注2)			調 査 指 導 依 頼	施 設 調 査 な ど
										始 末 書	報 告 書	口 頭 説 諭		
監視 発見	管内製品	8				8		8		1	7			
	管外製品													
	県外製品	1				1		1				1		
	計	9				9		9		1	7	1		
収去 発見	管内製品	1					1	1				1		
	管外製品													
	県外製品	1		1				1				1		
	計	2		1			1	2				2		
通報 届出 者	管内	8	3			2	3	8		3	1	1	3	
	管外	10	8			1	1	10		7	1	1	1	
	県外	46	27	2	11	3	3	46		24	2		20	
	計	64	38	2	11	6	7	64		34	4	2	24	
合 計		75	38	3	11		15	8	75		35	11	5	24

(注1) 「違反理由」の条文説明

- 法 6 条 : 食品衛生法第 6 条【異物混入、腐敗、異臭など(疑いも含む)】
- 法 10 条 : 食品衛生法第 10 条【指定外添加物の使用禁止】
- 法 11 条 : 食品衛生法第 11 条【規格基準違反(食品又は添加物)】
- 法 18 条 : 食品衛生法第 18 条【規格基準違反(器具又は容器包装)】
- 表示法 : 食品表示法【食品表示基準違反(邦文表示なしなど)】
- その他 : スクリーニング検査の基準値超過、違反疑いなど

(注2) 「その他の処分」の項目は処分が重複した場合、上位の処分のみ記載した。

(2) 不良施設などの不良内容及び処理内容

(根拠法令等：食品衛生法第 28 条第 1 項)

施設の衛生管理不良に関する通報等はなかった。

5 食品の収去検査などの実施状況

食品の安全・安心を確保するため、管内で生産・製造・加工又は販売されている食品について、残留農薬、食品添加物、微生物及び放射性物質等の収去検査及び買上げ検査を行った。

なお、不適検体は、輸入食品から指定外添加物（TBHQ）の検出が 1 検体、県内産農産物のスクリーニング検査の基準値超過が 1 検体であった。

(根拠法令等：食品衛生法第 28 条第 1 項)

(平成 27 年度)

検体の種類	検体数	不適検体数	検査項目数	検査項目
魚介類	23	0	427	細菌数、腸炎ビブリオ、動物用医薬品ほか
冷凍食品	24	0	48	細菌数、大腸菌群ほか
肉卵類その加工品	27	0	894	大腸菌、サルモネラ菌、発色剤、動物用医薬品ほか
アイスクリーム類	13	0	26	細菌数、大腸菌群ほか
穀類及びその加工品	16	0	40	カビ菌、細菌数、大腸菌群
野菜・果物	109	1	16,350	残留農薬
浅漬	8	0	16	大腸菌、腸炎ビブリオ
菓子類	38	0	251	細菌数、甘味料、着色料、保存料ほか
清涼飲料水	15	0	270	大腸菌群、甘味料、保存料ほか
輸入食品	60	1	427	甘味料、着色料、保存料ほか
弁当・そうざい類	25	0	75	細菌数、大腸菌、黄色ブドウ球菌ほか
生あん・乾燥果実	12	0	165	漂白剤、着色料、保存料ほか
レトルト食品	12	0	24	恒温試験、細菌試験
その他の食品	30	0	201	放射性物質、アレルギー物質ほか
拭取り等	71	0	71	アレルギー物質、酸価・過酸化価
計	483	2	19,285	

(検査：県衛生研究所 ただし、拭取り等を除く。)

6 衛生講習実施状況

管内各市教育委員会及び食品営業施設管理者などからの依頼を受け、担当職員を講師として派遣し、学校給食、大型販売施設などの従事者を対象に食中毒予防対策及び異物混入防止対策などについて、衛生講習を行った。

(根拠法令等：食品衛生法第24条第1項)

(平成27年度)

No.	対象者	実施内容	実施日	主催	受講者数
1	学生	学生実習	27. 5. 25	保健所	28
2	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 6. 24	保健所	50
3	食品衛生指導員	食品衛生講習会	27. 7. 2	(一社)埼玉県食品衛生協会 東部ブロック連絡協議会	80
4	食品関係業者	食品衛生講習会	27. 7. 3	ララガーデン春日部	11
5	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 7. 22	蓮田市教育委員会	30
6	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 7. 23	加須市教育委員会	44
7	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 7. 29	春日部市教育委員会	30
8	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 7. 29	久喜市教育委員会	70
9	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 8. 21	幸手市教育委員会	80
10	給食従事者	給食従事者衛生講習会	27. 8. 24	全農	250
11	学生	学生実習	27.10.13	保健所	5
12	学生	学生実習	27.11.12	保健所	2
13	臨床研修医	保健所実習	27.11.16	保健所	4
14	厚生労働省職員	保健所実習	27.11.30	保健所	1
15	食品関係業者	食品衛生講習会	28. 2. 25	ららぽーと新三郷	39
16	給食従事者	給食従事者衛生講習会	28. 3. 17	蓮田市こども支援課	32
合計 16回 756人					